

Ⅲ 「政府の実行計画」に係る取組に対する評価及び今後の課題

省庁名称：内閣官房
取組に対する評価
【措置目標に対する評価】 内閣官房の規模が年々拡大していることに伴い、排出量は増えているものの、ハード面・ソフト面の対策に積極的に取り組み、措置目標の達成に向けて、様々な努力を行っている。また、平成 20 年 3 月 28 日に、「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」を内閣総務官、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定し、以前にも増して、職員への上記取組の周知を徹底し、内閣官房全部局をあげて温室効果ガス削減に徹底的に取り組むこととしたところ。 今後も引き続き、エネルギー関連機器の更新による効率化をはじめ、可能な限りの取組を推進してまいりたい。
今後の課題
平成 19 年度から平成 24 年度までの期間を対象とする「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 20 年 3 月 28 日内閣総務官、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定）に基づき、政府全体で 8%という削減目標を達成するため、引き続き取組を推進してまいりたい。 具体的には、経年による機器更新時に適正な容量や、運用のフレキシビリティなどに鑑み、対応していく必要があると考えている。

省庁名称：内閣府

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

管理施設の延床面積の増加に伴い、排出量は増えているものの、低公害車の導入推進や、「節電チェックシート」を導入し、電気使用による温室効果ガス排出量の削減、用紙類の使用量の削減、節水の推進等、ハード面・ソフト面の対策に積極的に取り組み様々な努力を行っており、公用車の燃料使用量、事務所における単位面積当たりの電力使用量・廃棄物排出量・上水使用料については昨年度に比べ減少している。

また、平成 20 年 3 月 28 日に、「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画」を内閣総務官、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定し、以前にも増して、職員への上記取組の周知を徹底し、内閣府全部局をあげて温室効果ガス排出量の削減に徹底的に取り組むこととしたところ。

今後も引き続き、可能な限りの取組を推進してまいりたい。

今後の課題

平成 19 年度から平成 24 年度までの期間を対象とする「内閣官房及び内閣府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 20 年 3 月 28 日内閣総務官、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定）に基づき、政府全体で 8%という削減目標を達成するため、引き続き取組を推進してまいりたい。

省庁名称：警察庁

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

昨年度（平成 20 年度）と比較し、「公用車の燃料使用量」「電力消費量」「廃棄物排出量」「上水道使用量」及び「用紙使用量」については、一定の改善がみられた。

「温室効果ガス総排出量」については、全体の電力使用量は減少しているものの、主要な電力会社の実排出係数が上昇したため昨年度より増加している。

基準年度（平成 13 年度）と比較し、エネルギー使用量等の各項目において減少しているが、引き続き一層の取り組みを推進する必要がある。

今後の課題

今後も政府の実行計画及び警察庁実施計画に基づき、職員に対する省エネ意識の向上、冷暖房の適正管理、省エネ機器の導入等各種取組を推進し、引き続き効率的な対策を実施する。

省庁名称：宮内庁

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

宮内庁では、「平成 22 年度から平成 24 年度までの温室効果ガスの排出量を平成 13 年度比で平均 8%削減する」という目標に向けて、職員の意識の向上を図ったこと等により、平成 21 年度においては 24.9%という高い削減率を達成した。

しかし、大半の個別項目については目標を達成したものの、用紙の使用量や廃棄物の量は措置目標を達成しておらず、今後も、8%削減という目標達成のため、以下の取組を行うと共に、用紙の使用量及び廃棄物の量に関しては関係部局と連携の上、引き続き一層の取組の推進が必要である。

①措置目標を達成しており、引き続き取組をすすめていく項目

○エネルギー供給設備等における燃料使用量

目標：増加させない（実績：基準年度比約 77.4%）

○公用車の燃料使用量

目標：85%以下（実績：基準年度比 81.1%）

○事務所の単位面積あたりの上水使用量

目標：90%以下（実績：基準年度比約 60.6%）

○事務所における単位面積当たり電気使用量

目標：概ね 90%以下（実績：基準年度比約 84.6%）

②措置目標を達成しておらず、更なる取組の強化が必要な項目

○廃棄物の量については、改修工事に伴う臨時的な廃棄物の増加という特殊要因により、大幅に増加(基準年度比約 103.2% 目標：75%以下)した昨年度よりは改善したものの、基準年度比約 99.8%となった。

来年度は、措置目標の達成に向けて、更なる取組の強化を進める。

○用紙の使用量については、昨年度より増加し、基準年度比約 120.9%（目標：増加させない）となったため、用紙両面の使用及び 2 アップコピーなどの利用の徹底を更に図るなど取組を強化し、措置目標の達成に向けて具体的な取組を進める。

今後の課題

平成 21 年度における取組状況を踏まえ、平成 22 年度からの数値目標達成に向けて引き続き温暖化対策に取り組む必要があり、措置目標を達成していない項目については削減に向け更なる取組を図るとともに、職員の意識啓発や情報の共有化を行い、削減の努力を一層強化していくことが必要である。

省庁名称：金融庁

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

平成 20 年 1 月の中央合同庁舎第 7 号館への移転に伴う面積の増加や就業人員の増加等により、CO2 排出量は増えているものの、照明の間引き点灯の実施や OA 機器の電力削減の取組、ゴミの分別回収の徹底を行うなど、措置目標の達成に向けた各種取組により、事務所の単位面積当たりの電気使用量、上水使用量、廃棄物の量については、措置目標を達成できた。

一方で用紙類の使用量、エネルギー供給設備等における燃料使用量等については、高速複写機を配備した印刷室の設置により従来印刷を外部委託していたものについて、庁内で用紙を使用してコピーする量が増加したこと、コージェネレーションシステムの利用により都市ガス燃料使用が増大したことにより措置目標を達成できなかった。このため、今後とも CO2 排出量の削減に向けて可能な取組を推進していく必要がある。

今後の課題

「金融庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（平成 19 年 10 月策定）に基づき、政府全体で 8%という削減目標を達成するため、引き続き努力してまいりたい。

省庁名称：総務省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

「公用車の燃料使用量」「エネルギー供給設備等における燃料の使用」「用紙の使用量」「上水使用量」については、前年度に引き続き平成 19 年度から 24 年度の目標を達成することができた。また、「事務所における単位面積当たりの電力消費」については今年度新たに目標を達成できた。

一方、「廃棄物の量」「温室効果ガスの排出総量」については、平成 19 年度～24 年度の目標を達成することができなかつたため、次年度以降においても、関係部局と連携の上、引き続き一層の取組の推進が必要である。

なお、実施している取組の主な例は以下のとおり。

今後も引き続き取り組みを実施していく。

- ・ 公用自転車の活用
- ・ 冷暖房温度の適正管理
- ・ クールビズの励行
- ・ 電子メール・庁内 LAN の活用
- ・ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底
- ・ コピー機・プリンターのトナーカートリッジの回収と再使用

今後の課題

平成 19 年度から 24 年度の政府の実行計画及び総務省実施計画に基づき、引き続き措置目標の達成に向けて、取組を図っていくことが必要であり、今回目標を達成できなかった分野においても、目標を達成した項目に続き、次回調査での目標達成を図っていく。

省庁名称：公正取引委員会

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

公正取引委員会は、「公正取引委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき目標達成のために様々な取り組みを行っている。平成21年度は、文房具等について、詰め替えが可能な製品への見直しを行い、再利用を推進した。また、ファイル等について、可能な限り再利用を図った。引き続き、更なる温室効果ガスの排出削減に向けて努力してまいりたい。

今後の課題

今後も「公正取引委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいて一層の推進をしてまいりたい。

省庁名称：法務省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】平成 20 年度との比較

- ・公用車の燃料使用量は約 2.7%減少。
- ・エネルギー供給設備等における燃料使用量は約 24.1%減少。
- ・廃棄物の量は約 5.4%減少。
- ・上水使用量は約 36.3%減少。
- ・温室効果ガス総排出量は約 15.3%減少。
- ・用紙の使用量は約 11%増加。

【措置目標以外の取組に対する評価】

- ・自転車の活用はよく実施されている。
- ・再生材料文具の使用についてはよく実施されている。
- ・冷暖房温度の適正管理についてはよく実施されている。
- ・昼休みの消灯，残業時必要な箇所以外の消灯についてはよく実施されている。
- ・夏期，執務室での軽装の励行についてはよく実施されている。
- ・冷暖房中の出入口等の開放禁止の徹底についてはよく実施されている。
- ・廃棄物の減量についてはよく実施されている。
- ・職員に対する地球温暖化対策関連の研修機会の提供等及び同対策関連の活動への職員の積極的参加を奨励する。

今後の課題

平成 19 年度策定の「法務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を誠実に実行し，平成 22 年度から平成 24 年度までの温室効果ガス総排出量の平均を基準年度（平成 13 年度）比で 8.1%を削減する目標達成のため，太陽光発電や省エネ設備の導入促進を図り，環境に配慮した取組を一層強化していくことが必要である。

省庁名称：外務省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

情報通信におけるセキュリティ強化のためにネットワーク設備機器等の二重化を実施したことにより、電気使用量が昨年度と比べ増加したが、他方で、太陽光発電設備の導入、照明器具の高効率設備化の導入により、増加幅を少なくすることに努め、相対的に温室効果ガスの削減に貢献できたといえる。

今後の課題

今後は、空調用熱源機器の改修等により大幅な温室効果ガスの削減を実施すべく準備を行っているところである。

また、引き続き昼休みの消灯、空調機器の効率的運転により一層の温室効果ガス削減に向けた努力をしていくこととしたい。

省庁名称：財務省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

財務省では大半の個別項目について目標を達成したものの、一部の項目で措置目標を達成できていないため、引き続き削減に努める必要がある。

【項目別の評価】

①措置目標を達成しており、引き続き取組みを進めていく項目

- 事務所の単位面積当たりの電気使用量については、基準年度を約 22.3%下回っており、目標を達成している。
- エネルギー供給設備等における熱量使用量については、基準年度を約 42.8%下回っており、目標を達成している。
- 事務所の単位面積あたりの上水使用量については、基準年度を約 31.3%下回っており、目標を達成している。
- 廃棄物の量については、基準年度を約 26.3%下回っており、目標を達成している。
- 可燃ごみの量については、基準年度を約 39.2%下回っており、概ね目標を達成している。
- 温室効果ガスの総排出量については、基準年度を約 8.2%下回っており、目標を達成している。

②措置目標を達成しておらず、更なる取組みの強化が必要な項目

- 公用車の燃料使用量については、基準年度を約 12.9%上回っており、今後、一層の削減に努める必要がある。
- 用紙の使用量については、基準年度を約 24.6%上回っており、両面印刷・コピーの徹底等により、今後、一層の削減に努める必要がある。

今後の課題

平成 19 年 11 月に策定された「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のための実行すべき措置について定める実施計画」の徹底を図り、目標達成に向け今後とも一層の取組の推進に努めてまいりたい。

省庁名称：文部科学省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

- 公用車の燃料使用量、単位面積当たりの上水使用量及び廃棄物の量については、平成13年度比約58%、約51%及び約18%となっており、平成19年3月30日に閣議決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」で示された、平成13年度を基準とした平成22年度～平成24年度平均の目標値（以下、「目標値」という）である、概ね85%以下、90%以下及び75%以下を達成できている。引き続き、公用車の効率的運用を図るとともに、上水の効率的な使用を心がけ、リサイクルの推進を図ることが重要であると考えられる。
- 用紙の使用量については、平成13年度比で約3.4%の増加であり、増加させないという目標値にはまだ達していない。今後、引き続き効果的な用紙の使用を図ることが重要であると考えられる。
- 単位面積当たりの電力使用量については、平成13年度比約89.2%であり、90%以下という目標値を達成している。今後も引き続き、電気使用量削減に向けた取組強化が必要である。
- 温室効果ガスの総排出量及びエネルギー供給設備等における燃料使用量については、平成13年度比で約32%及び約90%増加している。この原因としては、平成20年1月に庁舎の移転を行ったことから、国有地の効率的利用の観点から建物が高層化したことにより窓の開閉ができなくなったことに加え、旧庁舎に比べて新庁舎の延床面積が約23%増加したことにより、空調設備の稼働量が増加したことが挙げられるが、平成20年度よりもそれぞれ約8%及び26%の減少となっており、庁舎移転後の取組として、一定の評価ができる。今後、冷暖房の適正な温度管理などさらに徹底的に無駄なエネルギー使用量を削減する取組が必要である。

今後の課題

低公害車や省エネルギー型OA機器の導入は引き続き徹底し、照明・空調等についても運用方法のさらなる見直しを図るとともに、環境負荷低減を図るため、省エネルギー・省資源・エコマテリアルなどに配慮し、グリーン化技術を積極的に導入した庁舎として整備された新庁舎を最大限有効に活用し、温室効果ガス削減に向けて取組を強化していく必要がある。

省庁名称：厚生労働省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

① 措置目標を達成しており、引き続き取組を進めていく項目

- 公用車燃料使用量：基準年度比 66.1%（21 年度目標：13 年度比で 85%以下）
- エネルギー供給設備等における燃料使用量：基準年度比 81.2%（21 年度目標：13 年度比で増加させない）となっており、引き続き取組を推進してまいりたい。

② 措置目標を達成しておらず、更なる取組の強化が必要な項目

- 事務所の単位面積当たりの電力消費量：基準年度比 105.5%、前年度比でも 100.0%（21 年度目標：13 年度比で概ね 90%以下）
- 廃棄物の量：基準年度比 75.8%（21 年度目標：13 年度比で 75%以下）
- 温室効果ガスの総排出量：基準年度比 110.0%、前年度比 101.7%（政府実行計画上の目標：13 年度比で 13.2%削減）

【措置目標以外の取組に対する評価】

措置目標以外の取組の中で、比較的良好に実施されている項目は以下のとおり。

- 1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮
 - ・事務用品、家電品の故障の際に修繕等の実施による再利用
 - ・両面印刷・両面コピーの徹底
2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮
 - ・冷暖房温度の適正管理（冷房時 28℃、暖房時 20℃）
3. その他の事務・事業にあたっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮
 - ・OA 機器・家電製品等適正規模の導入や省エネ機器の更新
 - ・夏期、執務室での軽装、冷暖房中の窓・出入口の開放禁止
 - ・昼休みや残業時照明が必要な箇所以外での消灯

今後の課題

厚生労働省としては、温室効果ガスの総排出量の削減に向け、新たな政府実行計画（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定）において掲げられた目標（平成 13 年度比マイナス 13.2%）を達成するため、「厚生労働省温室効果ガス削減計画」を策定し、同計画に基づき各施設・組織ごと毎月の排出実績を把握しつつ、ハード・ソフトの両面にわたる削減対策を講じ、目標の達成に向けて、取組の不十分な項目について一層の強化を図る（22 年度からは「温室効果ガス削減対策実行委員会」を毎月開催し、各組織・施設の毎月の排出状況に加え、取組状況を把握し、一部の施設においては外部のエネルギー診断を実施。）。

省庁名称：農林水産省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

- 公用車の燃料使用量は、低燃費車の導入、エコドライブの徹底等により、基準年度比で約 19%減少し、目標を達成した。
- 用紙の使用量は、電子媒体の利用、両面印刷の推進等により、基準年度比で約 38%減少し、目標を達成した。
- 事務所の単位面積当たり電力使用量は、前年度より減少したものの、依然として目標を達成出来ていない状況であり、引き続き取組を強化する必要がある。
- エネルギー供給設備等における燃料使用量は、冷暖房温度の適正管理等により、平成 14 年度より継続して目標を達成しているところである。
- 単位面積当たりの上水使用量は、節水機器の導入等により、平成 14 年度より継続して目標を達成しているところである。
- 廃棄物の量は、可燃ごみの量も含めて、本年度、初めて目標を達成した。
- 温室効果ガスの総排出量は、昨年度から 2%増加したものの、基準年度比で約 20%減少し、目標を達成した。

今後の課題

引き続き、実行計画に基づいた取組を推進するとともに、特に目標を達成していない事務所の単位面積当たり電力消費量について、エネルギー消費効率の高い機器の導入や庁舎における節電等に努め、目標の達成を目指してまいりたい。

省庁名称：経済産業省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

・公用車の燃料使用量については、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車の導入、エコドライブの徹底及びノーカーデーの実施などに取り組んだ結果、13年度比で約7%の削減であったが、平成22年度から24年度平均で15%削減という目標には至らなかった。今後は更なる抑制を目指し、追加的に、次世代自動車の一層の導入、定期便活用の徹底による公用車使用合理化を行うこと等により、平成22年度から24年度平均の目標達成を目指す。

・用紙の使用量は13年度比で約32%程度減少しており、平成22年度から24年度平均で±0%という目標を大きく上回った。今後とも引き続き両面印刷や両面コピーの推進など、省資源化を進めて平成22年度から24年度平均の目標達成を目指す。

・単位面積当たりの電力消費量は、空調設備では氷蓄熱システムの導入、照明設備では照度センサー、人感センサー、インバーター機能の導入、省エネ・節電行動が進んだことにより、13年度比で約40%減少しており、平成22年度から24年度平均で10%削減という目標を大きく上回った。今後とも引き続き、設備の更新や不要・不急の電気の使用の抑制を促すなど徹底した省エネ・節電行動等により、平成22年度から24年度平均の目標達成を目指す。

・エネルギー供給設備等における燃料使用量は、空調設備の更新作業を行ったこと等により、13年度比で約52%程度減少しており、平成22年度から24年度平均で±0%という目標を大きく上回った。今後とも引き続き省エネルギーを進め、平成22年度から24年度平均の目標達成を目指す。

・位面積当たりの上水使用量は13年度比で約57%程度減少しており、平成22年度から24年度平均で10%削減という目標を大きく上回った。今後とも引き続き節水の取組を進め、平成22年度から24年度平均の目標達成を目指す。

・廃棄物の量はごみ・資源の分別区分を明確化する等、ごみ・資源の分別ルールを改善・徹底することで、13年度比で約77%削減しており、平成22年度から24年度平均で25%削減という目標を大きく上回った。今後とも引き続き、資源・ごみの分別の徹底やリサイクルの推進などの取組を継続し、平成22年度から24年度平均の目標達成を目指す。

・温室効果ガスの総排出量については、13年度比で約31%削減しており、当省の実施計画で定めた平成22年度から24年度平均で21%削減という目標を上回った。今後とも一層の取組を進め、平成22年度から24年度平均の目標達成を目指す。

今後の課題

今後とも、平成22年度から24年度平均で温室効果ガスの排出量を13年度比21%削減するという目標等の達成に向けて、本省別館空調等の庁舎設備の更新やLEDの積極的導入の検討、不要・不急の電気の使用の抑制を促すなど徹底した省エネ・節電行動等により、温室効果ガス排出削減対策に全力で取り組む。

省庁名称：国土交通省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

自動車の効率的利用や用紙類の使用量の削減、昼休み・退庁時の消灯等、職員の意識改革もあり、よく実施され評価できる。

今後の課題

温室効果ガス排出量 8.5%削減の目標達成に向けて、「国土交通省温室効果ガス削減計画」を着実に実施することとする。特に、公用車の利用抑制、室内温度の適正管理の徹底、空調稼働時間の短縮、時間外（昼休み、勤務時間外）における室内照明（蛍光灯）のこまめな消灯、パソコン・プリンタ等未使用時及び退庁時の主電源の OFF の徹底、パソコンの省エネルギー設定の徹底等について引き続き取組を推進してまいりたい。

省庁名称：環境省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

- 公用車の燃料使用量については、本省組織においては基準年度比 50.9%と下回っているが、地方支分部局等において基準年度を 53.9%上回っており、環境省全体でも基準年度比約 32%の増加となっているので、早急な取組の強化が必要である。
- 用紙類の使用量については、環境省全体では基準年度を下回っているが、地方支分部局においては基準値より約 8 トン上回っており、引き続き取組の推進を継続する必要がある。
- 事務所における単位面積当たり電気使用量については、環境省全体では基準年度を下回っているものの、本省組織においては基準年度の 90%以下という目標を 8.7%上回っていることから、引き続き取組の推進を継続する必要がある。
- エネルギー供給設備等における燃料使用量については、本省、地方支分部局とも基準年度より大きく減少しており、よく取り組まれている。
- 事務所の単位面積あたりの上水使用量については、本省、地方支分部局とも基準年度より大きく減少しており、よく取り組まれている。
- 廃棄物の量については、本省、地方支分部局とも基準年度より減少しており、よく取り組まれている。
- 温室効果ガスの総排出量については、基準年度比で約 10.5%の減少となっており、よく取り組まれている。
- 自動車の効率的利用や用紙類使用量削減などの「財やサービスの購入・使用に当たっての配慮」については、全般的に良く取り組まれている。
- 「建築物の建築、管理等に当たっての配慮」及び「その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮」については、温室効果ガス抑制に資する設備の整備や高性能機器の活用を更に進めていく必要がある。
- 「職員に対する研修等」については、職員に対する情報提供や、温暖化対策活動への奨励など、引き続き努めてまいりたい。

今後の課題

温室効果ガスの排出削減に向けて、引き続き職員一人ひとりが積極的に取り組んでいくことに加え、今後は、建築物における新エネルギー対策、省エネルギー対策の中でも、排出削減効果の大きいハード面での取組をより一層推進していくことが重要であると認識している。

政府の実行計画の実施状況を取りまとめる環境省としては、環境省の取組が、政府全体に係る各目標数値の達成に十分貢献できるよう、更に積極的に取組を推進していく必要がある。

また、実績数値の把握については、施設単位等の適切な単位で把握することにより、数値の増減要因分析や有効な取組実施に結びつけるとともに、定期的な把握が可能な項目については、引き続きその把握に努め、環境省実施計画に基づき、きめ細かい進行管理をしていく必要がある。

省庁名称：防衛省

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

- 1 政府の実行計画の防衛省における実施結果は、職員の意識の一層の向上を図ったこと等により、平成 21 年度は平成 22 年度から 24 年度平均の目標値を概ね達成した。
- 2 項目別によると、以下のとおりである。
 - 「公用車の燃料使用量」については、アイドリングストップの徹底、効率的な運行等の実施により削減目標を達成した。
 - 「用紙類の使用量」については、両面印刷・コピーの徹底等により削減目標を達成した。
 - 「エネルギー供給設備等における燃料使用量」については、わずかながら削減目標を達成することができなかったが、「事務所の単位面積当たりの電気使用量」及び「事務所の単位面積当たりの上水使用量」については、廊下等の間引き点灯、冷暖房温度の適正管理の徹底、省エネ機器の導入等により削減目標を達成した。
 - 「廃棄物の量」及び「可燃ごみの量」については、分別の徹底等により削減目標を達成した。
 - 「温室効果ガスの総排出量」については、平成 13 年度比で約 1.2%の増加となっているが、これは平成 20 年度末から新しい施設（建て替え前に比して延床面積は約 2.5 倍、新たにガスを燃料とするコ・ジェネレーション設備を導入）の運用が開始されたこと等によるものである。今後とも、車両の効率的運行、廊下等の間引き点灯、室温の適正管理等の実施により削減目標の達成に努力していく必要がある。

今後の課題

今後、新たな施設の運用等の要因から燃料等使用量が增大すると見込まれるものの、職員の更なる意識の向上、省エネ機器の導入等を図り、防衛省の削減目標を達成すべく取り組む必要がある。

省庁名称：内閣法制局

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

平成 21 年度においては、当局分としては、事務室の窓二重サッシ化、公用車の利用の効率化の推進、両面印刷及び使用済み用紙の裏紙使用の徹底、事務室照明回路細分化工事により昼休みの消灯及び残業時照明が必要な箇所以外の消灯の推進、コピー機等のトナーカートリッジの回収・再利用の徹底等を実施し、第 4 合同庁舎全体の取組としては、冷暖房温度の適正管理、エレベーターの間引き運転等を実施することで、省エネルギー対策に努めた。

今後の課題

今後とも、不要な照明の消灯、コピー用紙、水、燃料等の使用の節約などについて、職員一人ひとりが省エネに取り組むよう周知を徹底していく。

省庁名称：人事院

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

- 公用車の燃料使用量、エネルギー供給設備等における燃料使用量及び単位面積当たりの上水使用量については、基準年度比でいずれも減少しており目標は達成している。
- 廃棄物の量については、目標である 25%削減に向けて、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R を徹底するなど取組を強化した結果、基準年度比で 40%以上減少させることができた。
- 用紙の使用量については、基準年度比で 14%程度増加しており、より一層の取組を強化する必要がある。
- 事務所の単位面積当たりの電力消費量については、庁舎における節電等を極力図っているものの、基準年度比で微減にとどまっているため、平成 22 年度から 24 年度までの期間に平均 10%削減するという目標に向けて、より一層の取組を強化する必要がある。
- 温室効果ガスの総排出量についても、基準年度比で削減できていないため、平成 22 年度から 24 年度までの温室効果ガスの排出量を基準年度比で平均 8%削減するという目標に向けて、より一層の取組を強化する必要がある。

今後の課題

「人事院がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 10 月策定）を着実に実行していくとともに、職員への意識啓発をこれまで以上に図っていく必要がある。

省庁名称：会計検査院

取組に対する評価

【措置目標に対する評価】

措置目標の達成に関し、会計検査院は、基準となる13年度の時点では狭小な単独庁舎であったが、15年12月に民間ビルの仮庁舎に移転し、19年12月からは現在の中央合同庁舎7号館に入居している、各庁舎において床面積やエレベータ等の設備など庁舎の条件が大幅に変動している。

また、現在の合同庁舎では、電力消費量、ガス使用量、上水使用量、廃棄物の排出量について、合同庁舎全体の総量のうち一定割合を共用部分の本院負担分として実績値に計上しているが、仮庁舎では、把握が可能な専用部分の使用量のみを計上しているなど、庁舎によりその計上方法も異なっている。

このように、時期により入居している庁舎の条件等が大幅に異なっているため、各年度の実績の単純な比較はできないが、現在の合同庁舎入居後での実績において、21年度は、電力使用量、ガス使用量、上水使用量が前年度実績を下回っている状況となっている。22年度以降も引き続き、職員への節電、節水等を周知するとともに、冷暖房温度の適正管理、夏季における執務室での軽装を励行するなどして措置目標達成のために努力していく。

今後の課題

会計検査院環境配慮の方針に基づき、職員に対し地球温暖化対策への取組みについては周知・徹底を図っているところである。特に、措置目標の期限が24年度と迫っているなかで、これまで以上にエネルギー使用の合理化を図り、CO₂排出量を削減するために、廊下等の共用部の照明の減光、執務室内の空調の強制停止等の措置を図る必要がある。本件「政府の実行計画」に係る取組みについては、今後も目標達成に向けて引き続き可能な限り推進していく。